







(原状回復)

- 第13条 乙は、供用施設の利用に伴い、施設等の一部を変更して利用しようとするときは、予め甲の承諾を得るものとし、この場合の費用は、乙の負担とする。
- 2 乙は、前項による業務が完了したときは、速やかに供用施設等を原状に回復したうえ、甲の点検を受けるものとする。

(実施報告書の提出及び成果の公表)

- 第14条 乙は、成果公開課題による利用の場合、次項以下に定めるところにより、実施報告書の提出及び成果の公表を行わなければならない。
- 2 実施報告書は、供用施設を利用した年度(甲の事業年度。ただし、甲の都合により当該事業年度の翌事業年度に利用した場合にはその事業年度。以下「施設利用年度」という。)の翌年度の4月1日から起算して60日以内に、甲が定める様式により甲に提出するものとする。甲は、提出された実施報告書を公表することができる。
- 3 成果の公表は、施設利用年度の翌年度の4月1日から起算して2年以内に甲が定める論文発表等の方法で行い、甲が定める様式により甲に通知するものとする。ただし、あらかじめ、甲が定めるところにより期限の延長を申し出て、甲がこれを認めた場合はこの限りではない。
- 4 乙は、前項の期限(期限の延長を認められた場合は延長された期限)までに、成果を公表していないとき又は実施報告書を提出していないときは、支払済みの利用料金と乙の利用を成果非公開課題による利用とみなして算定した利用料金との差額を、甲の請求に基づき、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(知的財産権の帰属等)

- 第15条 乙が供用施設の利用によって得られた知的財産権に関する出願等を行う場合は、甲と協議するものとする。
- 2 甲及び乙が本施設供用の結果、共同して発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権(以下「共有に係る知的財産権」という。)は甲及び乙の共有とし、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分等を定めた共同出願等に関する契約を別途締結のうえ、共同して出願等するものとする。
- 3 甲及び乙は、本施設供用に係る知的財産権の登録を受ける権利を当該発明を行った者から承継するために必要な措置をとらなければならない。

(成果の利用等)

- 第16条 乙は、成果公開課題による利用により得られた成果等を公開するときは、「法人日本原子力研究開発機構施設供用制度」を利用したことを明記しなければならない。

- 2 乙は、供用施設の利用に当たり、第6条第1項及び第2項の支援を受けたときは、甲の職員と協議し、甲の職員を共著者として取り扱うことができる。

(知的財産権の実施)

第17条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権を第三者又は乙の指定する者に実施させる場合は、その持分に応じた実施料の支払いその他必要な事項を定めた実施契約を、当該者と別途締結するものとする。

- 2 乙は共有に係る知的財産権を商業的に実施した場合、甲が共有に係る知的財産権を商業的に実施しないことから、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分等に応じて甲乙協議して定める不実施補償料を甲に支払う。

(第三者に対する実施の許諾)

第18条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権について、相手方の同意を得て第三者にその実施を許諾することができる。

(知的財産権の管理費用)

第19条 甲及び乙は、本施設供用の結果生じた自己が単独で所有する知的財産権の管理に要する費用(弁理士費用、出願料、維持費等)は各自負担するものとする。

- 2 甲及び乙は、本施設供用の結果生じた知的財産権を共有する場合には、その知的財産権の管理に要する費用(弁理士費用、出願料、維持費等)を、その持分に応じて負担する。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

(秘密保持)

第20条 甲及び乙は、供用施設の利用によって得られた相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号に該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの
- (2) 相手方から知得した後に、自らの責めによらず公知となったもの
- (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
- (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報でかかる事実が立証できるもの
- (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの
- (7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。なお、この場合、相手方に直ちに要求があったことを通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、供用施設の利用目的、性質に応じて、秘密保持に関する特約を付すること

ができる。

(供用施設等の運転停止)

第21条 甲は、供用施設等が事故等により運転の継続が困難になったときは、乙に対して速やかにその旨を通知するものとする。

2 甲は、前項の運転停止に伴い発生する乙の損害について、免責されるものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、供用施設の利用において、甲の機器、施設等に損害を与えたときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、相当の損害賠償額を甲に支払わなければならない。

(事故の免責)

第23条 甲は、乙が供用施設の利用において、乙の故意又は過失により発生した事故による補償は行わないものとする。

(規程の遵守等)

第24条 乙は、供用施設の利用に当たっては、甲の定める諸規程を遵守するとともに甲の指示に従わなければならない。

(契約の変更又は解除)

第25条 甲及び乙は、事前協議のうえ、この契約を変更又は解除できるものとする。

2 甲は、前条に定める遵守義務に違反するおそれがあるとき、又は違反したときは、契約を解除又は終了することができる。

(契約終了後の措置)

第26条 この契約終了後においても、第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条の規定は、その効力を有するものとし、その終了については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(疑義等の解決)

第27条 この契約の履行についての疑義、又はこの契約に定めのない事項が発生したときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。